

上ノ原小学校 PTA 本部役員を選出に関する細則

(細則の適用範囲)

第1条 上ノ原小学校PTA規約に規定する本部役員を選出手続きについては、この細則によるものとする。

2 本細則は、上ノ原小学校PTA規約に規定する目的に準じ、会員の中から主体性をもった本部役員候補者から次年度の本部役員を選出するために定めるものである。

(役員選出)

第2条 次年度の本部役員を選出にあたっては、役員選出部を設置することができる。創部した場合、部長は副会長がその任に当たる。部長は、会員よりボランティアを募り、部員を選任する。

2 本部役員を選出に関する事務は、役員選出部が行うものとする。役員選出部は初回の打ち合わせで部員の中から事務代表を決定する。

3 役員選出部を設置しない場合は、本部役員が選出事務を行うものとする。

(役員選出活動)

第3条 本部役員を選出するため、次の活動により本部役員候補者を決定する。

- (1) 会員に対する本部役員の会務説明。
- (2) 本部役員候補者の募集。
- (3) 最低定数を超える応募があった場合の調整。
- (4) 応募が最低定数に満たない場合の再募集。
- (5) 会員の投票による公平な選挙の実施。
- (6) 本部役員候補者の決定。

2 教職員の本部役員候補者は、学校で決定するものとする。

(本部役員の役職および定数)

第4条 本部役員の役職および定数は、次のとおりとする。

会長 1名

副会長 4名以上 (内1名副校長)

書記 4名以上 (内1名教職員)

会計 4名以上 (内1名教職員)

ICT担当 3名以上 (内1名教職員)

2 応募が最低定数に満たない場合、会長を除く本部役員は定数未満であっても、新年度の活動を行うことができる。

(本部役員の設定)

第5条 選出された本部役員候補者は、次年度総会もしくは臨時総会の承認を以て本部役員に就任するものとする。

2 教職員の本部役員は、学校で決定するものとする。

(施行および改正)

第6条 この細則は、昭和48年11月1日作成施行。

(附則)

第7条 この細則は、以下の日付に一部改正施行。

- ・昭和51年4月1日
- ・昭和59年5月2日
- ・昭和60年2月12日
- ・昭和61年3月10日
- ・昭和62年3月10日
- ・昭和62年10月13日
- ・平成15年11月5日
- ・平成17年1月19日
- ・平成19年4月24日
- ・平成25年4月1日
- ・平成25年12月12日
- ・平成30年12月13日
- ・令和2年3月11日
- ・令和2年12月22日
- ・令和5年10月1日